

平成26年10月20日

国土交通省道路局

大型車誘導区間の指定について ～大型車両の通行許可に要する期間が短縮されます～

大型車両の通行を望ましい経路へ誘導することにより、適正な道路利用を促進し、道路の老朽化への対応を進めるため、平成25年6月5日に公布された「道路法等の一部を改正する法律」では、国土交通大臣において、大型車両の通行を誘導すべき道路の区間(以下「大型車誘導区間」という。)を指定した上で、一定の大型車両に関する通行許可手続を一元的に実施することとされました(平成26年5月30日施行)。

本日、官報告示にて大型車誘導区間の初回の指定を行いましたので、その概要等についてお知らせ致します。運用の開始は10月27日(月)を予定しております。

なお、今後、必要に応じ追加指定を実施し、大型車誘導区間の一層の充実を図ってまいります。

【別添】

- ・大型車誘導区間について(概要)

【参考資料】

- ・参考資料1 大型車誘導区間ネットワーク図
- ・参考資料2-1 大型車誘導区間の指定に関する背景等について
- ・参考資料2-2 大型車誘導区間に関する今回の指定の考え方

<問い合わせ先>

【大型車誘導区間の指定 関係】

道路局企画課道路経済調査室 課長補佐 小原 宏朗

代表：03-5253-8111 (内線37622) 直通：03-5253-8487

【大型車両の通行許可手続 関係】

道路局道路交通管理課車両通行対策室 課長補佐 北澗 弘康

代表：03-5253-8111 (内線37432) 直通：03-5253-8482

大型車誘導区間について(概要)

概要

- 道路の老朽化への対応として、大型車両の通行を望ましい経路へ誘導することにより適正な道路利用を促進するため、道路法等の一部を改正(平成25年6月5日公布、平成26年5月30日施行)。
- 国際海上コンテナ車をはじめとする大型車両に係る「特殊車両の通行許可」について、今後は、あらかじめ指定した「大型車誘導区間」のみを通行する場合、個別の道路管理者への協議が不要となり、国が一元的に審査した上で許可。
(※対象となる車両の範囲については、省令で規定。)

大型車誘導区間の指定

・高速道路(原則全線指定※)	9,660 km
・直轄国道(原則全線指定※)	21,450 km
・地方管理道路(主要港湾・空港・ 鉄道貨物駅を結ぶ道路等を指定) 〔※都心部の区間、バイパス整備後の直轄国道現道の区間等を除く〕	2,720 km
合計	33,830 km

…全道路の約3%の指定により、特殊車両の通行の**約8割**をカバー可能

効果

- 国の一元的審査により、許可までの期間を短縮

従来	20日程度
今後	3日程度

(※申請書類に不備がない場合)
- 望ましい経路へ通行を誘導し、道路の保全に寄与

今後について

- 道路ネットワークの整備状況、大型車の通行状況、物流事業者等の意見等を踏まえながら、必要に応じ追加指定を実施し、大型車誘導区間を充実させる。
- その際、道路構造上の支障部分については、その解消を順次図り、より望ましい誘導区間となるよう引き続き努力していく。

イメージ

